

立ちどまらない保険。

**MS&AD**

INSURANCE GROUP

## 第7期 定時株主総会招集ご通知

### 日時

平成27年6月22日(月曜日) 午前10時

### 場所

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地  
三井住友海上駿河台ビル

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社取締役に対する株式報酬型  
ストック・オプション報酬等の  
決定の件

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社

証券コード 8725



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第7期定時株主総会を6月22日（月曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。  
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

取締役社長 柄澤 康喜

## MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

### 経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

### 経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

### 行動指針（バリュー）

- **お客さま第一** CUSTOMER FOCUSED  
わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
- **誠実** INTEGRITY  
わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
- **チームワーク** TEAMWORK  
わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
- **革新** INNOVATION  
わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
- **プロフェッショナリズム** PROFESSIONALISM  
わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

## MS&ADインシュアランス グループ主要会社

**MS&AD**

MS&ADホールディングス

MS&AD 三井住友海上



MS&AD あいおいニッセイ同和損保



MS&AD 三井ダイレクト損保

三井ダイレクト損保の  
**自動車保険**

MS&AD 三井住友海上あいおい生命



MS&AD 三井住友海上プライマリー生命



個人年金は、  
未来への贈りもの。

## 目次

(ページ)

<b>第7期定時株主総会招集ご通知</b>	<b>1</b>
議決権行使についてのご案内	2
<b>株主総会参考書類</b>	<b>3</b>
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役12名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	11
第4号議案 当社取締役に対する株式報酬型 ストック・オプション報酬等の 決定の件	12
<b>添付書類</b>	<b>14</b>
<b>事業報告</b>	<b>14</b>
1 保険持株会社の現況に関する事項	14
2 会社役員に関する事項	25
3 社外役員に関する事項	28
4 株式に関する事項	31
5 新株予約権等に関する事項	31
6 会計監査人に関する事項	32
7 財務及び事業の方針の決定を支配する 者の在り方に関する基本方針	32
8 業務の適正を確保するための体制	33
9 会計参与に関する事項	35
10 その他	35
<b>連結計算書類</b>	<b>36</b>
連結貸借対照表	36
連結損益計算書	37
連結株主資本等変動計算書	38
<b>計算書類</b>	<b>39</b>
貸借対照表	39
損益計算書	40
株主資本等変動計算書	41
<b>連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告</b>	<b>42</b>
会計監査人の会計監査報告	43
監査役会の監査報告	44

株 主 各 位

東京都中央区新川二丁目27番2号  
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
取締役社長 柄澤 康喜

## 第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面の郵送又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、次頁のご案内にしたがって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月22日（月曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 三井住友海上駿河台ビル  
（第1会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。）

### 3. 株主総会の目的である事項

報告  
事項

1. 第7期 [平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）] 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期 [平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）] 計算書類の内容報告の件

決議  
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬等の決定の件

- 本招集ご通知に添付しております連結計算書類及び計算書類は、監査役会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
- 本招集ご通知、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております（修正が生じた場合は、修正後の内容を掲載いたします。）。

当社ウェブサイト <http://www.ms-ad-hd.com>

## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会へのご出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま1名とさせていただきます。

#### 株主総会開催日時

平成27年6月22日(月曜日)  
午前10時

### 書面の郵送による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人(三井住友信託銀行株式会社)にご返送ください。

#### 書面の郵送による議決権行使期限

平成27年6月19日(金曜日)  
午後5時到着

### インターネットによる 議決権行使



パソコン、スマートフォン又は携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)等から、次の議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

#### ▶ 議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

#### インターネットによる議決権行使期限

平成27年6月19日(金曜日)  
午後5時まで

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時~午後9時)

#### 機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## ■ 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長の持続、健全性の確保及び収益性と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値を拡大させ、会社の業績に応じた適切な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、当社では、1株当たりの配当水準の安定性を維持することを基本としつつ、収益力を高めることによって増配基調を目指し、中期的にグループコア利益の50%相当額を目処に配当と自己株式の取得により利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、以上の方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

#### ■ 期末配当に関する事項

##### 1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金36円 総額22,038,854,400円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金65円となります。

##### 2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月23日

(注) グループコア利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期純利益を基礎に、長期保有目的の株式売却損益等の臨時的な損益を控除するなどの加減算を行うことにより算出しております。

## 第2号議案 取締役12名選任の件

取締役13名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役4名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

すずき  
鈴木

ひさひと  
久仁

(昭和25年9月15日生)

所有する当社株式の数  
35,170株



再任

### ■ 略歴

- 昭和48年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 平成12年4月 同社執行役員統合推進室長
- 平成13年4月 あいおい損害保険株式会社執行役員経営企画部長
- 平成14年4月 同社常務執行役員
- 平成14年6月 同社常務取締役
- 平成15年5月 あいおい生命保険株式会社専務執行役員
- 平成15年6月 同社取締役副社長
- 平成16年3月 あいおい損害保険株式会社専務執行役員
- 平成16年6月 同社専務取締役
- 平成20年6月 同社取締役専務執行役員
- 平成22年4月 同社取締役社長  
当社取締役執行役員
- 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長（現職）
- 平成26年6月 当社取締役会長 会長執行役員（現職）

■ **当社における地位及び担当**：代表取締役 取締役会長 会長執行役員

■ **重要な兼職の状況**：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長

候補者番号

2

からさわ  
柄澤

やすよし  
康喜

(昭和25年10月27日生)

所有する当社株式の数  
24,600株

■ 略歴

- 昭和50年 4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 平成16年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 平成17年 6月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 平成18年 4月 同社取締役常務執行役員
- 平成20年 4月 同社取締役専務執行役員  
当社取締役
- 平成21年 4月 取締役専務執行役員
- 平成22年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員（現職）  
当社取締役執行役員
- 平成26年 6月 取締役社長 社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員



再任

候補者番号

3

えがしら  
江頭

としあき  
敏明

(昭和23年11月30日生)

所有する当社株式の数  
29,600株

■ 略歴

- 昭和47年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員火災新種保険部長
- 平成14年 6月 同社執行役員中国本部長
- 平成15年 6月 同社常務執行役員中国本部長
- 平成16年 4月 同社常務執行役員神奈川静岡本部長
- 平成18年 4月 同社共同最高経営責任者
- 平成18年 6月 同社取締役社長共同最高経営責任者
- 平成18年 8月 同社取締役社長最高経営責任者
- 平成18年 9月 同社取締役社長 社長執行役員
- 平成20年 4月 当社取締役社長
- 平成21年 4月 取締役社長 社長執行役員
- 平成22年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）
- 平成26年 6月 当社取締役執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 執行役員

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員  
三井不動産株式会社取締役（社外取締役）



再任

候補者番号

4

つちや みつひろ  
土屋 光弘 (昭和30年6月1日生)

所有する当社株式の数  
12,990株



再任

■ 略歴

- 昭和55年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 平成21年4月 あいおい損害保険株式会社執行役員営業企画部長
- 平成22年4月 当社執行役員
- 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員営業企画部長
- 平成23年4月 同社常務執行役員営業企画部長
- 平成23年6月 同社取締役常務執行役員  
当社取締役執行役員 (現職)
- 平成25年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員
- 平成26年4月 同社取締役 副社長執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 執行役員  
経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 副社長執行役員

候補者番号

5

ふじもと すすむ  
藤本 進 (昭和23年12月5日生)

所有する当社株式の数  
30,000株



再任

■ 略歴

- 昭和47年4月 大蔵省入省
- 平成10年6月 同省横浜税関長
- 平成11年7月 同省大臣官房審議官
- 平成14年7月 欧州復興開発銀行理事
- 平成17年8月 三井住友海上火災保険株式会社顧問
- 平成19年6月 同社取締役
- 平成20年4月 同社取締役常務執行役員  
当社取締役
- 平成21年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員  
当社取締役専務執行役員
- 平成23年4月 三井住友海上火災保険株式会社専務執行役員
- 平成26年4月 同社副社長執行役員  
当社取締役 副社長執行役員 (現職)

■ 当社における地位及び担当：取締役 副社長執行役員  
コンプライアンス部、リスク管理部、国際管理部、監査部  
三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマ  
リー生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

候補者番号

6 ふじい しろう  
藤井 史朗 (昭和31年9月29日生)

所有する当社株式の数  
24,315株

■ 略歴

- 昭和54年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 平成20年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 平成21年 4月 同社取締役執行役員経営企画部長
- 平成22年 4月 同社常務執行役員損害サポート本部長  
当社執行役員
- 平成24年 4月 三井住友海上火災保険株式会社常務執行役員東京本部長
- 平成26年 4月 当社専務執行役員
- 平成26年 6月 取締役専務執行役員 (現職)

- 当社における地位及び担当：取締役専務執行役員  
総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、監査部



再任

候補者番号

7 かなすぎ やすぞう  
金杉 恭三 (昭和31年5月29日生)

所有する当社株式の数  
17,108株

■ 略歴

- 昭和54年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 平成20年 4月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
- 平成21年 4月 同社執行役員
- 平成23年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員
- 平成24年 4月 当社執行役員
- 平成24年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
- 平成25年 4月 同社取締役専務執行役員 (現職)
- 平成26年 6月 当社取締役執行役員 (現職)

- 当社における地位及び担当：取締役執行役員  
経営全般補佐
- 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員



再任

候補者番号

8

う い  
宇井

じゅん いち  
純一

(昭和27年5月20日生)

所有する当社株式の数  
26,025株



再任

■ 略歴

- 昭和50年4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 平成18年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員四国本部長
- 平成20年4月 同社常務執行役員関東甲信越本部長
- 平成22年4月 同社専務執行役員東京本部長兼金融公務営業推進本部長
- 平成24年4月 同社取締役専務執行役員金融公務営業推進本部長
- 平成25年4月 同社取締役 副社長執行役員金融公務営業推進本部長
- 平成26年4月 同社取締役 副社長執行役員 (現職)  
当社執行役員
- 平成26年6月 取締役執行役員 (現職)

- 当社における地位及び担当：取締役執行役員  
経営全般補佐

- 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員

候補者番号

9

わたなべ  
渡邊

あきら  
顯

(昭和22年2月16日生)

所有する当社株式の数  
1,100株



再任

社外取締役

独立役員

■ 略歴

- 昭和48年4月 弁護士登録  
銀座法律事務所 (現阿部・井窪・片山法律事務所) 弁護士
- 昭和57年4月 渡邊顯法律事務所弁護士
- 平成元年4月 成和共同法律事務所 (現成和明哲法律事務所) 弁護士 (現職)
- 平成22年4月 当社取締役 (現職)

- 当社における地位及び担当：取締役 (社外取締役)

- 重要な兼職の状況：成和明哲法律事務所弁護士  
ジャパンパイル株式会社取締役  
ダンロップスポーツ株式会社取締役 (社外取締役)  
前田建設工業株式会社取締役 (社外取締役)  
株式会社ファーストリテイリング監査役 (社外監査役)  
株式会社KADOKAWA・DWANGO監査役 (社外監査役)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

候補者番号

10 つの だ だい けん  
角田 大憲 (昭和42年1月29日生)

所有する当社株式の数  
0株

■ 略歴

- 平成6年4月 弁護士登録  
森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）弁護士
- 平成15年3月 中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）弁護士（現職）
- 平成20年4月 当社監査役
- 平成22年4月 取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：中村・角田・松本法律事務所弁護士



再任

社外取締役

独立役員

候補者番号

11 おが わ た だ し  
小川 是 (昭和15年2月26日生)

所有する当社株式の数  
5,000株

■ 略歴

- 昭和37年4月 大蔵省入省
- 平成7年5月 国税庁長官
- 平成8年1月 大蔵事務次官
- 平成13年6月 日本たばこ産業株式会社取締役会長
- 平成17年6月 株式会社横浜銀行頭取
- 平成23年6月 同行取締役会長
- 平成24年6月 当社取締役（現職）
- 平成25年6月 株式会社横浜銀行特別顧問（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）



再任

社外取締役

独立役員

候補者番号

12 ま つ な が ま り  
松永 真理 (昭和29年11月13日生)

所有する当社株式の数  
0株

■ 略歴

- 昭和52年4月 株式会社日本リクルートセンター（現株式会社リクルートホールディングス）入社
- 昭和61年7月 同社「就職ジャーナル」編集長
- 昭和63年7月 同社「とらばーゆ」編集長
- 平成9年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現株式会社NTTドコモ）  
ゲートウェイビジネス部企画室長
- 平成12年4月 株式会社松永真理事務所取締役社長
- 平成24年6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：テルモ株式会社取締役（社外取締役）  
ロート製薬株式会社取締役（社外取締役）



再任

社外取締役

独立役員

- (注) 1. 渡邊 顯氏、角田大憲氏、小川 是氏及び松永真理氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 渡邊 顯氏につきましては、弁護士を現任されており、法曹としての知識や経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ② 角田大憲氏につきましては、弁護士を現任されており、法曹としての知識や経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ③ 小川 是氏につきましては、大蔵事務次官、日本たばこ産業株式会社取締役会長などを歴任されており、財政・金融に関する幅広い知識及び経営者としての経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- ④ 松永真理氏につきましては、雑誌の編集長を務め、株式会社NTTドコモで新サービスの企画開発に携わるなど、社会、文化、消費生活などに関する幅広い知識や経験を有しており、それらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 社外取締役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由について
- 角田大憲氏につきましては、法曹としての専門的な知識や経験に鑑み、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
- (3) 社外取締役候補者が過去に当社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）であったことがあることについて
- 角田大憲氏は、平成20年4月1日付で当社監査役に就任し、平成22年3月31日付で退任いたしました。
- (4) 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数等について
- 渡邊 顯氏及び角田大憲氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年3ヶ月であります。
- 小川 是氏及び松永真理氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
- なお、当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、渡邊 顯氏、角田大憲氏、小川 是氏及び松永真理氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
3. 責任限定契約について
- 当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、渡邊 顯氏、角田大憲氏、小川 是氏及び松永真理氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役池田克朗氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

みうら  
**三浦**

ひろし  
**浩** (昭和31年9月21日生)

所有する当社株式の数  
16,400株

### ■ 略歴

- 昭和54年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 平成22年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員財務企画部長
- 平成25年 4月 同社常務執行役員金融サービス本部長  
当社執行役員
- 平成26年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役常務執行役員金融サービス本部長
- 平成27年 4月 同社特別顧問（現職）



新任

## 第4号議案 当社取締役に対する株式報酬型ストック・オプション 報酬等の決定の件

当社の取締役の報酬は、平成21年6月25日開催の第1期定時株主総会において、「年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額6,000万円以内。）」とすることでご承認をいただいておりますが、この報酬の額とは別枠で、取締役（社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストック・オプションとして、以下の内容の新株予約権を、年額6,000万円以内の範囲で割り当てることといたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬につきましては、会社業績及び個人業績に連動して金銭を支払っておりますが、この金銭報酬の一部に代えて、株式報酬型ストック・オプションを取得させるものであります。具体的な株式報酬型ストック・オプションの付与は平成28年度以降を予定しております。

現在の当社の取締役は13名（うち社外取締役4名。）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと12名（うち社外取締役4名。）となります。

取締役（社外取締役を除きます。）に報酬として新株予約権を割り当てる理由及びその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

### 1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。）が株価上昇によるメリットのみならず、株価変動によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、持続的な当社グループの業績向上並びに株式価値及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるためであります。

### 2. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、1個当たり1株といたします。

なお、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様といたします。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の計算により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において合理的な範囲内で必要と認められる付与株式数の調整を行うことといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

#### (2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は40,000個を上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算出された新株予約権の公正価値を基準として当社の取締役会において定める額といたします。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとしたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で当社の取締役会が定める期間といたします。

(6) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(5)の期間内において、当社及び当社子会社である国内主要保険会社（※ 1）の取締役、執行役員及び常勤監査役のいずれの地位をも喪失した日（再任の予定がない場合に限り）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。その他の新株予約権者の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものといたします。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関する上記の詳細及びその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社の取締役会において定めるものといたします。

（ご参考）

第 4 号議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員並びに当社の主要な子会社（※ 2）の取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員及び理事に対しても上記と同様の新株予約権を当社の取締役会の決議により発行する予定であります。

（※ 1）三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社及び三井ダイレクト損害保険株式会社

（※ 2）三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社

以上

## 1 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、一部新興国においては景気の減速がみられたものの、米国では緩やかな回復を維持し、欧州においては持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調をたどりました。

わが国経済は、消費税率引き上げの影響により個人消費などに弱さがあったものの、政府の経済政策の効果もあって企業収益や雇用情勢に改善の動きがみられました。

損害保険業界におきましては、このような景気動向を反映して保険料収入が引き続き増加し、自動車保険の損害率が改善したことなどから収支状況は順調に推移いたしました。生命保険業界におきましては、医療費負担の増加等を背景に医療保険などの保有契約件数が増加いたしました。

このような中、当社グループは、平成26年度からスタートいたしました中期経営計画「Next Challenge 2017」に基づき、成長の持続、健全性の確保、及び収益性と資本効率の向上を基軸に、グループ全体としての企業価値の拡大に取り組みました。また、事業・販売チャンネルの再編、拠点の共同利用、第三分野長期契約の三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下、「三井住友海上あいおい生命」といいます。）への移行の推進、海外事業の再編、本社機能の再編など機能別再編の取り組みを進めました。さらに、成長事業・領域への新規投資、収益構造の変革及びプロフェッショナルとしてチャレンジする企業文化の浸透と人財の育成に取り組んでまいりました。当社はグループの事業を統括する持株会社として、グループ全体の経営戦略の策定やリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化など、グループ会社の事業推進に対する支援及び経営管理を行うとともに、ERM（統合的リスク管理）経営を推進してまいりました。

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりであります。

## 国内損害保険事業

国内損害保険事業につきましては、当社グループの中核事業領域として、多様なお客さまニーズに対応する商品・サービスの提供などによる競争力の強化に取り組ましました。

三井住友海上火災保険株式会社（以下、「三井住友海上」といいます。）では、「G<sup>ジーケー</sup>K」シリーズの商品を中心に販売に注力したほか、「再生医療等臨床研究保険」など、成長領域における新たなリスクに備える商品を発売いたしました。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下、「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）では、「T<sup>ト</sup>O<sup>ウ</sup>U<sup>フ</sup>G<sup>フ</sup>H」シリーズを中心に販売の拡大に努めるとともに、自動車の走行データを安全運転サービスに活用する「つながる自動車保険」を発売いたしました。

三井ダイレクト損害保険株式会社（以下、「三井ダイレクト損保」といいます。）では、インターネットの特性を活かしたビジネスモデルに基づき、個人向け自動車保険を中心にシンプルでわかりやすい商品を提供するとともに、お客さまとのコミュニケーション強化の各種取組みを推進いたしました。

## 国内生命保険事業

国内生命保険事業につきましては、当社グループの成長事業領域として、お客さまニーズを的確に捉えた魅力的な商品・サービスの提供を図ることにより事業の拡大に取り組ましました。

三井住友海上あいおい生命では、「新医療保険A<sup>エース</sup>」の販売が好調に推移するなど、三井住友海上やあいおいニッセイ同和損保の販売ネットワークの活用などにより「&L<sup>アンド</sup>I<sup>ライフ</sup>F<sup>フ</sup>E」シリーズの商品の販売拡大に努めました。

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下、「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、金融機関との提携を推進し、外貨建定額終身保険などの販売が好調に推移いたしました。

## 海外事業

海外事業につきましては、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保それぞれの特長・強みを発揮した成長戦略の推進による規模拡大と、効率的な事業運営による収益性の向上に取り組みました。三井住友海上においては、アジアの主要な国・地域を中心に経済成長を上回る力強い成長を達成するとともに、欧州の大手保険会社との戦略的提携を通じたサービスの提供を推進するなど、さらなる事業の拡大を進めました。あいおいニッセイ同和損保においては、英国子会社を通じて、自動車の走行データを保険料算出に活用するテレマティクス自動車保険のノウハウを有する企業の株式を取得し、成長戦略を推進いたしました。

## 金融サービス事業

金融サービス事業につきましては、三井住友海上やあいおいニッセイ同和損保において、住宅金融支援機構提携ローン「フラット35」の取扱いや確定拠出年金対応商品の販売に注力いたしました。

## リスク関連サービス事業

リスク関連サービス事業につきましては、株式会社インターリスク総研などにおいて、海外進出企業のリスクマネジメント体制構築の支援をはじめ、企業を取り巻く多様なリスクへの対応を支援するコンサルティングの実施やセミナーの開催等、各種サービスを引き続き提供いたしました。

## ■ 当期の業績

以上の結果、当社の連結業績につきましては、保険引受収益が3兆8,711億円、資産運用収益が8,034億円、その他経常収益が150億円となり、これらを合計した経常収益は4兆6,896億円と前期に比べて7.5%の増加となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が3兆7,602億円、資産運用費用が539億円、営業費及び一般管理費が5,779億円、その他経常費用が104億円となった結果、4兆4,025億円と前期に比べて5.5%の増加となりました。

この結果、経常利益は2,870億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税等などを加減した当期純利益は、前期に比べて427億円増加し、1,362億円となりました。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

### ■ 三井住友海上

---

正味収入保険料は1兆4,441億円と、前期に比べて4.2%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて2.8ポイント低下し62.2%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.2ポイント低下し31.8%となりました。当期純利益は891億円となりました。

### ■ あいおいニッセイ同和損保

---

正味収入保険料は1兆1,608億円と、前期に比べて1.4%の増加となりました。また、正味損害率は、前期に比べて1.8ポイント低下し63.2%となり、正味事業費率は、前期に比べて0.5ポイント上昇し35.0%となりました。当期純利益は394億円となりました。

### ■ 三井ダイレクト損保

---

正味収入保険料は350億円と、前期に比べて1.4%の減少となりました。また、正味損害率は、前期に比べて2.6ポイント上昇し78.9%となり、正味事業費率は、前期に比べて2.1ポイント上昇し22.8%となりました。出資持分考慮後の当期純損失は31億円となりました。

### ■ 三井住友海上あいおい生命

---

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は2兆4,811億円と、前期に比べて7.1%の減少となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて3.7%増加し、21兆8,940億円となりました。当期純利益は44億円となりました。

### ■ 三井住友海上プライマリー生命

---

個人保険及び個人年金保険を合計した新契約高は1兆247億円と、前期に比べて28.0%の増加となりました。これらを合計した当期末の保有契約高は前期に比べて9.9%増加し、4兆4,210億円となりました。当期純利益は124億円となりました。

### ■ 海外保険子会社

---

正味収入保険料が2,932億円と、前期に比べて21.9%の増加となりました。出資持分考慮後の当期純利益は350億円となりました。

## ■ 対処すべき課題

今後の世界経済は、下振れの懸念があるものの、米国経済が堅調に推移するなど、総じて緩やかな成長が続くことが見込まれます。

わが国経済は、政府の経済政策の推進などにより底堅い民間設備投資や個人消費に支えられ、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。

保険業界におきましては、このような景気回復の効果により、市場が拡大することが見込まれるものの、わが国における少子高齢化の進展や自動車保有台数の伸び悩みなど、先行き不透明な事業環境が続くものと予想されます。

このような中、当社グループは、2年目を迎える中期経営計画「Next Challenge 2017」<sup>ネクスト チャレンジ</sup>の取り組みを着実に進めてまいります。すなわち、特色のある3つの損害保険会社・2つの生命保険会社をグループ内に有するという多様性を活かし、それぞれの会社が持つ特長・強みを発揮する機能別再編を完遂することで、成長と効率化を同時に実現するとともに、ERM（統合的リスク管理）経営の推進によって財務の健全性の確保と収益性の向上を図ってまいります。さらに、コーポレートガバナンス態勢を一層強化し、すべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。そして、これらの取り組みによってグローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

## (2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

### イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当期)
連結経常収益	3,764,986	4,315,787	4,362,754	4,689,658
連結経常利益 (又は連結経常損失)	△ 96,211	150,300	190,259	287,061
連結当期純利益 (又は連結当期純損失)	△ 169,469	83,625	93,451	136,247
連結包括利益	△ 88,136	543,938	322,865	807,972
連結純資産額	1,512,134	2,021,625	2,285,832	3,036,246
連結総資産	14,537,204	15,914,663	16,878,148	18,787,654

(注) 平成23年度の連結経常損益及び連結当期純損益は、タイの洪水による発生保険金（正味支払保険金と支払備金繰入額の合計）の計上などにより、それぞれ損失となっております。

### ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当期)
営業収益	百万円 29,225	百万円 37,126	百万円 44,260	百万円 61,650
受取配当金	25,557	33,602	39,201	55,202
保険業を営む子会社等	25,557	33,596	39,197	55,198
その他の子会社等	0	5	4	4
当期純利益	25,445	33,697	39,613	35,404
1株当たり当期純利益	40円91銭	54円18銭	63円83銭	57円51銭
総資産	百万円 1,338,986	百万円 1,339,230	百万円 1,339,752	百万円 1,322,205
保険業を営む子会社等株式等	1,336,791	1,336,791	1,336,791	1,316,824
その他の子会社等株式等	843	843	843	846

### (3) 企業集団の主要な事務所の状況

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目27番2号	平成26年10月1日
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	本 社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	平成25年10月1日
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	本 社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	平成13年4月1日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本 社	東京都文京区後楽一丁目5番3号	平成18年1月4日
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社	本 社	東京都中央区新川二丁目27番2号	平成26年10月1日
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	本 社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	平成20年5月1日

### (4) 企業集団の使用人の状況

部門名	前期末	当期末	当期増減(△)
	名	名	名
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	265	309	44
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	14,188	14,859	671
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	12,812	12,973	161
三井ダイレクト損害保険株式会社	528	572	44
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,421	2,544	123
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	344	363	19
(海外事業) 海外保険子会社	6,228	6,448	220
その他	269	290	21

(注) 使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでおりません。

## (5) 企業集団の主要な借入先の状況

部門名		借入先	借入金残高
(国内損害保険事業)			百万円
三井住友海上火災保険株式会社	①	シンジケートローン	50,000
	②	シンジケートローン	50,000

- (注) 1. シンジケートローン①は、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするものであります。  
 2. シンジケートローン②は、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社をアレンジャーとするものであります。

## (6) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

## (7) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

部門名	金額
(保険持株会社)	
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	310
(国内損害保険事業)	
三井住友海上火災保険株式会社	8,713
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	9,300
三井ダイレクト損害保険株式会社	16
(国内生命保険事業)	
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	1,847
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	129
(海外事業)	
海外保険子会社	2,561
その他	147

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

部門名	内容	金額
(国内損害保険事業)		
三井住友海上火災保険株式会社	新川ビル（東京住友ツインビルディング西館）に係る建物の改修	2,795

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	大正7年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	大正7年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	平成11年6月3日	32,600百万円	69.6%	—
a u損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	平成22年2月23日	2,400百万円	66.6% (66.6%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	平成8年8月8日	35,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	平成13年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャーキャピタル事業	平成2年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資顧問業及び投資信託委託業	昭和60年7月15日	2,000百万円	27.5% (27.5%)	—
株式会社インターリスク総研	東京都千代田区	リスクマネジメント・コンサルティング業務	平成5年1月4日	330百万円	100.0% (50.0%)	—
MSIG Holdings (Americas), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	昭和63年10月21日	4,126千米ドル (495百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	昭和63年1月28日	5,000千米ドル (600百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	平成13年3月29日	5,000千米ドル (600百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioli Nissay Dowa Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	平成6年1月11日	5,000千米ドル (600百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	昭和53年12月12日	2,500千米ドル (300百万円)	74.8% (74.8%)	—
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	平成19年2月2日	2,500千米ドル (300百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	昭和40年12月15日	619,756千 ブラジルレアル (22,881百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Holdings (Europe) Limited	イギリス ロンドン	持株会社	平成12年3月7日	185,843千英ポンド (33,093百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (London Management) Ltd	イギリス ロンドン	持株会社	平成12年1月6日	35,960千英ポンド (6,403百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和47年7月28日	160,900千英ポンド (28,651百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Mitsui Sumitomo Insurance (London) Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和50年10月6日	40,700千英ポンド (7,247百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成12年1月7日	5,200千英ポンド (925百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	平成16年11月12日	368,756千英ポンド (65,664百万円)	100.0% (100.0%)	—
Dowa Insurance Company (Europe) Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	昭和50年11月28日	10,000千英ポンド (1,780百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	平成24年4月20日	84,000千ユーロ (10,946百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	平成17年12月8日	5,000千ユーロ (651百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Frontier Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	損害保険業務	平成9年9月9日	294,588千米ドル (35,400百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	生命保険業務	平成23年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Reinsurance Limited	アイルランド ダブリン	損害保険業務	平成11年2月11日	20,000千ユーロ (2,606百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	持株会社	平成16年9月23日	1,075百万 シンガポールドル (93,962百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	平成16年9月23日	333,442千 シンガポールドル (29,126百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	平成20年8月1日	75,800千 オーストラリアドル (6,978百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	昭和36年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (9,737百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	損害保険業務	平成19年9月6日	500,000千中国元 (9,680百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 天津	損害保険業務	平成21年1月23日	500,000千中国元 (9,680百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	損害保険業務	平成16年9月8日	1,625百万 香港ドル (25,200百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	平成21年2月2日	300,000百万 ベトナムドン (1,680百万円)	100.0% (100.0%)	—
Max Life Insurance Company Limited	インド ニューデリー	生命保険業務	平成12年7月11日	19,188百万 インドルピー (37,224百万円)	26.0% (26.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	平成13年11月2日	2,988百万 インドルピー (5,796百万円)	26.0% (26.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	昭和50年12月17日	100,000百万 インドネシアルピア (920百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	昭和59年7月17日	105,000百万 インドネシアルピア (966百万円)	50.0% (50.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	昭和58年4月14日	142,666千 タイバーツ (527百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マカティ	損害保険業務	昭和40年10月1日	350,000千 フィリピンペソ (948百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	昭和54年4月28日	333,142千 マレーシアリング (10,787百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア ペタリンジャヤ	生命保険業務	昭和57年12月20日	200,000千 マレーシアリング (6,476百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Insurance (Lao) Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	平成21年9月18日	2,000千米ドル (240百万円)	51.0% (51.0%)	—

- (注) 1. 上表は重要な子会社等について記載しております。  
2. 資本金欄の( )内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。  
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の( )内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

## (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成27年3月31日	子会社であるAioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limitedは、株式の取得によりBox Innovation Group Limitedを子会社といたしました。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
鈴木 久仁	代表取締役 取締役会長 会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長	—
柄澤 康喜	代表取締役 取締役社長 社長執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員	—
江頭 敏明	代表取締役 執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員 三井不動産株式会社取締役 (社外取締役)	—
土屋 光弘	代表取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役 副社長執行役員	—
藤本 進	取締役 副社長執行役員 コンプライアンス部、リスク管理部、国際管理部、監査部 三井住友海上あいおい生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社	—	—
藤井 史朗	取締役 専務執行役員 総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、監査部	—	—
金杉 恭三	取締役 執行役員 経営全般補佐、 事務・システム関連事項補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員	—
柳川 南平	取締役 執行役員 商品関連事項	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役専務執行役員	—
宇井 純一	取締役 執行役員 経営全般補佐	三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡邊 顯	取締役 (社外取締役)	成和明哲法律事務所弁護士 ジャパンパイル株式会社取締役 ダンロップスポーツ株式会社取締役 (社外取締役) 前田建設工業株式会社取締役 (社外取締役) 株式会社ファーストリテイリング監査役 (社外監査役) 株式会社KADOKAWA・DWANGO監査役 (社外監査役)	—
角田 大憲	取締役 (社外取締役)	中村・角田・松本法律事務所弁護士	—
小川 是	取締役 (社外取締役)	—	—
松永 真理	取締役 (社外取締役)	テルモ株式会社取締役 (社外取締役) ロート製薬株式会社取締役 (社外取締役)	—
池田 克朗	監査役 (常勤)	—	長年経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
吉野 二良	監査役 (常勤)	—	—
安田 莊助	監査役 (社外監査役)	仰星監査法人特別顧問 仰星税理士法人代表社員	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
野村 晋右	監査役 (社外監査役)	野村総合法律事務所弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役 (社外取締役) 大日本印刷株式会社監査役 (社外監査役)	—
手塚 裕之	監査役 (社外監査役)	西村あさひ法律事務所弁護士 昭和電工株式会社監査役 (社外監査役)	—

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役渡邊 顯氏、角田大憲氏、小川 是氏及び松永真理氏並びに監査役安田莊助氏、野村晋右氏及び手塚裕之氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

2. 当社は執行役員制度を導入しております。平成27年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

専務執行役員	田中敏彦	人事・総務部、経理部
執行役員	西方正明	販売関連事項
執行役員	上野晋	販売関連事項補佐
執行役員	三浦浩	金融サービス事業関連事項
執行役員	吉川哲也	事務・システム関連事項
執行役員	松本雅弘	海外事業関連事項
執行役員	平野幹人	損害サービス関連事項

なお、専務執行役員田中敏彦氏、執行役員上野晋氏及び三浦浩氏は、平成27年3月31日付で、執行役員を退任いたしました。

3. 平成27年4月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員	鈴木久仁	
社長執行役員	柄澤康喜	
執行役員	江頭敏明	
執行役員	土屋光弘	経営全般補佐
副社長執行役員	藤本進	コンプライアンス部、リスク管理部、国際管理部、監査部 三井住友海上あいおい生命保険株式会社、 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社、 三井ダイレクト損害保険株式会社
専務執行役員	藤井史朗	総合企画部、広報・IR部、グループ事業支援部、監査部
専務執行役員	柳川南平	人事・総務部、経理部
執行役員	西方正明	販売関連事項
執行役員	金杉恭三	経営全般補佐
執行役員	宇井純一	経営全般補佐
執行役員	吉川哲也	事務・システム関連事項
執行役員	松本雅弘	海外事業関連事項
執行役員	平野幹人	経営全般補佐
執行役員（新任）	伊藤彰彦	金融サービス事業関連事項
執行役員（新任）	大川畑文昭	商品関連事項
執行役員（新任）	吉原善尚	損害サービス関連事項
執行役員（新任）	遠藤隆興	総合企画部長
執行役員（新任）	神野秀磨	リスク管理部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	16名	264
監 査 役	5名	76
計	21名	341

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した取締役3名を含んでおります。  
 2. 報酬等には、当事業年度中に退任した取締役3名に対する報酬等を含んでおります。  
 3. 株主総会の決議により、取締役の報酬は年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、うち社外取締役年額6,000万円以内。）、監査役の報酬は年額1億1,000万円以内とする旨を定めております。

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
(社外取締役) 渡 邊 顯	成和明哲法律事務所弁護士 ジャパンパイル株式会社取締役 ダンロップスポーツ株式会社取締役（社外取締役） 前田建設工業株式会社取締役（社外取締役） 株式会社ファーストリテイリング監査役（社外監査役） 株式会社KADOKAWA・DWANGO監査役（社外監査役）
角 田 大 憲	中村・角田・松本法律事務所弁護士
小 川 是	—
松 永 真 理	テルモ株式会社取締役（社外取締役） ロート製薬株式会社取締役（社外取締役）
(社外監査役) 安 田 莊 助	仰星監査法人特別顧問 仰星税理士法人代表社員
野 村 晋 右	野村総合法律事務所弁護士 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役（社外取締役） 大日本印刷株式会社監査役（社外監査役）
手 塚 裕 之	西村あさひ法律事務所弁護士 昭和電工株式会社監査役（社外監査役）

- (注) 1. 前田建設工業株式会社及び大日本印刷株式会社は、当社の株式を保有しております。  
 2. その他の兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
渡邊 顯 (社外取締役)	5年	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち12回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
角田大憲 (社外取締役)	5年	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
小川 是 (社外取締役)	2年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会14回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に金融等に関する幅広い知識、経営者としての経験に基づいた発言を適宜行っております。
松永真理 (社外取締役)	2年9ヶ月	当事業年度中に開催の取締役会14回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に社会、文化、消費生活などに関する知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
安田 莊助 (社外監査役)	7年	当事業年度中に開催の取締役会14回すべて、監査役会12回すべてに出席しております。	取締役会などにおいて主に公認会計士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
野村 晋右 (社外監査役)	5年	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち12回、監査役会12回のうち10回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。
手塚 裕之 (社外監査役)	5年	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち13回、監査役会12回のうち11回に出席しております。	取締役会などにおいて主に弁護士としての知識や経験に基づいた発言を適宜行っております。

- (注) 1. 各氏の在任期間は、就任日から平成27年3月31日までの期間であります。  
 2. 角田大憲氏は、平成20年4月1日付で当社監査役に就任し、平成22年3月31日付で退任いたしました。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 渡 邊 顯 角 田 大 憲 小 川 是 松 永 真 理 (社外監査役) 安 田 莊 助 野 村 晋 右 手 塚 裕 之	当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。

### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

報酬等合計	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	73	—

(注) 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役48百万円、社外監査役25百万円であります。

### (5) 社外役員の見解

該当事項はありません。

## 4 株式に関する事項

### (1) 株式数

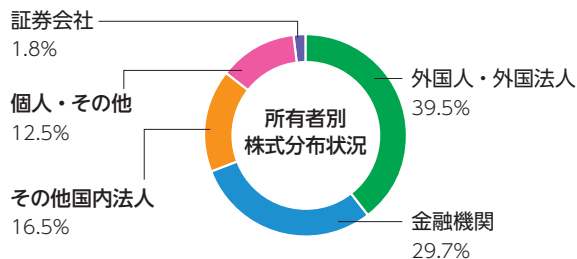
発行可能株式総数 900,000千株

発行済株式の総数 633,291千株

### (2) 当年度末株主数

65,342 名

### (3) 大株主



株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
トヨタ自動車株式会社	52,610	8.3
日本生命保険相互会社	36,325	5.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,085	4.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	22,107	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,744	3.4
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	16,503	2.6
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	10,692	1.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	9,069	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	6,562	1.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	6,547	1.0

(注) 当社は自己株式21,101千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

## 5 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高橋 勉 指定有限責任社員 安藤 通教 指定有限責任社員 田嶋 俊朗	46	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、IFRS適用に向けた専門家としての指導、助言業務等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は401百万円であります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めております。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する機関を取締役会から監査役会に変更しております。

#### ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち、MSIG Holdings (Americas), Inc.、Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe Limitedなどは、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けております。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保するための体制

上記体制の整備について、当社取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

また、当社は、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の内容を踏まえ、平成27年4月1日付で従来の内容を一部改定しております。以下は、改定がなされた後のものであります。

### (1) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

直接出資会社との間で締結する経営管理契約に基づき、グループの基本方針について遵守を求めるとともに、以下①から④の内容を含めた業務の適正を確保するための体制を整備する。また、原則として、直接出資会社の子会社（会社法及び保険業法上の子会社）については、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行う。

- ① 直接出資会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
直接出資会社の重要事項について、当社の承認又は当社への報告を求める。
- ② 直接出資会社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（下記(2)）
- ③ 直接出資会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（下記(3)）
- ④ 直接出資会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（下記(4)）

### (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入するとともに社外取締役を選任し、取締役の員数を15名以内とする。
- ② 当社の取締役会は、取締役及び執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を制定し、遂行すべき職務及び職務権限を明確にする。
- ③ 当社の取締役会は、グループ経営計画を策定し、当社及びグループ会社の全役職員にその浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定、適切な経営資源の配分を行う。
- ④ 当社の執行役員は、当社及び直接出資会社の業務執行状況（業績概況を含む。）を取締役に報告する。当社の取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正又は経営資源の追加配分等の対応を行う。

### (3) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社は、当社の取締役会が策定する「MS&ADインシユアランス グループコンプライアンス基本方針」に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を徹底する。

- ② 当社及びグループ会社におけるコンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のコンプライアンス推進状況を定期的に取り締役に報告する。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行い、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。なお、組織又は個人による違法・不正・反倫理的行為について、全役職員が社内及び社外の窓口に通報できるグループ内部通報制度を設ける。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（統合リスク管理体制）

- ① 「MS&ADインシュアランス グループ リスク管理基本方針」に従い、当社及びグループ会社で基本的な考え方を共有するとともに、統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のリスク及びリスク管理状況を定期的に取り締役に報告する。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク及びリスク管理状況のモニタリングを行い、同委員会における協議結果（統合リスク管理(定量)確認結果を含む。）に基づきリスクの回避・削減などの必要な措置を講じる。
- ② グループ会社の危機管理・事業継続態勢の整備・運営状況を確認するとともに、グループ全体の危機管理・事業継続態勢の実効性向上に努める。

#### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「MS&ADインシュアランス グループ 情報開示統制基本方針」に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。情報開示委員会は、当社及びグループ会社における「財務報告に係る内部統制」の整備・運用状況並びに情報開示統制の有効性を検証する。また、監査役のうち最低1名は経理又は財務に関して十分な知識を有する者を選任する。

#### (6) 内部監査の実効性を確保するための体制

「MS&ADインシュアランス グループ 内部監査基本方針」に従い、グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実行する。当社の内部監査部門は、当社及びグループ国内保険会社等が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を当社の取締役会に報告する。

#### (7) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役及び執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

## (8) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制  
監査役の職務を補助するため、監査役室を設け専任の職員を置く。監査役室の組織変更、上記職員の人事異動及び懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、人事考課についても監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- ② 監査役への報告に関する体制  
取締役及び執行役員は、法令に定める事項のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況及び内容を、監査役会との協議により定める方法により、遅滞なく監査役会に報告する。また、当社及びグループ会社の役職員は、経営上重大な違法・不正・反倫理的行為について、監査役に直接内部通報することができるものとする。当社及びグループ会社は、これらの報告を実施した役職員について、当該報告を実施したことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ③ その他  
監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席する。また、取締役会長、取締役社長及び代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換を行い、内部監査部門は監査役の監査に協力する。当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の請求等を受けた場合、同条に従い手続きを行う。

## 9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 10 その他

該当事項はありません。

# 平成26年度 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
現金及び預貯金	631,141	保険契約準備金	13,839,481
コールローン	200,336	支払備金	1,491,004
買現先勘定	36,497	責任準備金等	12,348,477
債券貸借取引支払保証金	326,525	社債	226,188
買入金銭債権	102,636	その他負債	1,022,609
金銭の信託	541,881	退職給付に係る負債	138,914
有価証券	14,444,996	役員退職慰労引当金	953
貸付金	775,816	賞与引当金	23,961
有形固定資産	477,477	特別法上の準備金	136,738
土地	243,662	価格変動準備金	136,738
建物	199,791	繰延税金負債	303,060
リース資産	3,393	支払承諾	59,500
建設仮勘定	5,226	負債の部合計	15,751,408
その他の有形固定資産	25,404	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
無形固定資産	182,882	資本金	100,000
ソフトウェア	67,412	資本剰余金	675,327
のれん	85,114	利益剰余金	490,329
リース資産	52	自己株式	△ 49,978
その他の無形固定資産	30,302	株主資本合計	1,215,678
その他資産	923,261	その他有価証券評価差額金	1,635,784
退職給付に係る資産	54,762	繰延ヘッジ損益	32,140
繰延税金資産	40,678	為替換算調整勘定	94,417
支払承諾見返	59,500	退職給付に係る調整累計額	28,690
貸倒引当金	△ 10,741	その他の包括利益累計額合計	1,791,033
資産の部合計	18,787,654	少数株主持分	29,533
		純資産の部合計	3,036,246
		負債及び純資産の部合計	18,787,654

# 平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,689,658
保険引受収益	3,871,177
正味収入保険料	2,939,113
収入積立保険料	138,799
積立保険料等運用益	50,898
生命保険料	721,705
支払備金戻入額	1,375
その他保険引受収益	19,285
資産運用収益	803,435
利息及び配当金収入	253,616
金銭の信託運用益	89,065
有価証券売却益	157,175
有価証券償還益	1,840
特別勘定資産運用益	350,206
その他運用収益	2,429
積立保険料等運用益振替	△ 50,898
その他経常収益	15,044
持分法による投資利益	1,302
その他の経常収益	13,742
経常費用	4,402,596
保険引受費用	3,760,218
正味支払保険金	1,650,547
損害調査費	156,147
諸手数料及び集金費	600,326
満期返戻金	303,288
契約者配当金	858
生命保険金等	346,127
責任準備金等繰入額	697,300
その他保険引受費用	5,621
資産運用費用	53,940
金銭の信託運用損	109
有価証券売却損	6,507
有価証券評価損	5,164
有価証券償還損	961
金融派生商品費用	6,342
その他運用費用	34,853
営業費及び一般管理費	577,998
その他経常費用	10,439
支払利息	7,052
貸倒損失	40
保険業法第113条繰延資産償却費	236
その他の経常費用	3,110
経常利益	287,061

科 目	金 額
特別利益	9,021
固定資産処分益	9,021
特別損失	76,260
固定資産処分損	4,632
減損損失	1,944
特別法上の準備金繰入額	69,684
価格変動準備金	69,684
税金等調整前当期純利益	219,822
法人税及び住民税等	28,836
法人税等調整額	53,132
法人税等合計	81,968
少数株主損益調整前当期純利益	137,853
少数株主利益	1,606
当期純利益	136,247

# 平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
当期首残高	100,000	682,752	385,295	△ 29,903		1,138,144
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 7,403	4,006			△ 3,396
会計方針の変更を反映し た当期首残高	100,000	675,349	389,302	△ 29,903		1,134,747
当期変動額						
剰余金の配当			△ 35,219			△ 35,219
当期純利益			136,247			136,247
自己株式の取得				△ 20,077		△ 20,077
自己株式の処分		0		2		2
少数株主との取引に係 る親会社の持分変動		△ 21				△ 21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	△ 21	101,027	△ 20,074		80,931
当期末残高	100,000	675,327	490,329	△ 49,978		1,215,678

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 額	退職給付に 係 属 する 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	1,053,222	23,430	35,261	10,266	1,122,180	25,507	2,285,832
会計方針の変更による 累積的影響額					—		△ 3,396
会計方針の変更を反映し た当期首残高	1,053,222	23,430	35,261	10,266	1,122,180	25,507	2,282,435
当期変動額							
剰余金の配当							△ 35,219
当期純利益							136,247
自己株式の取得							△ 20,077
自己株式の処分							2
少数株主との取引に係 る親会社の持分変動							△ 21
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	582,562	8,709	59,156	18,423	668,853	4,025	672,879
当期変動額合計	582,562	8,709	59,156	18,423	668,853	4,025	753,810
当期末残高	1,635,784	32,140	94,417	28,690	1,791,033	29,533	3,036,246

# 平成26年度 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,308	流動負債	2,953
現金及び預金	340	未払金	526
関係会社預け金	2,930	未払法人税等	105
その他	37	未払消費税等	231
固定資産	1,318,896	預り金	11
有形固定資産	610	前受収益	1,717
建物	449	賞与引当金	360
工具、器具及び備品	160	固定負債	229
無形固定資産	614	資産除去債務	229
ソフトウェア	539	負債合計	3,183
ソフトウェア仮勘定	75	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	1,317,671	株主資本	1,319,021
関係会社株式	1,317,671	資本金	100,000
その他	0	資本剰余金	1,196,464
		資本準備金	729,255
		その他資本剰余金	467,208
		利益剰余金	72,535
		その他利益剰余金	72,535
		繰越利益剰余金	72,535
		自己株式	△ 49,978
		純資産合計	1,319,021
資産合計	1,322,205	負債純資産合計	1,322,205

# 平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
関係会社受取配当金	55,202	
関係会社受入手数料	6,447	61,650
営業費用		
販売費及び一般管理費	6,190	6,190
営業利益		55,459
営業外収益		
未払配当金除斥益	42	
その他	3	45
営業外費用	6	6
経常利益		55,499
特別損失		
関係会社株式評価損	19,964	19,964
税引前当期純利益		35,535
法人税、住民税及び事業税	130	130
当期純利益		35,404

# 平成26年度 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	729,255	467,208	1,196,464
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			0	0
当期変動額合計	—	—	0	0
当期末残高	100,000	729,255	467,208	1,196,464

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	72,350	72,350	△29,903	1,338,911	1,338,911
当期変動額					
剰余金の配当	△35,219	△35,219		△35,219	△35,219
当期純利益	35,404	35,404		35,404	35,404
自己株式の取得			△20,077	△20,077	△20,077
自己株式の処分			2	2	2
当期変動額合計	185	185	△20,074	△19,889	△19,889
当期末残高	72,535	72,535	△49,978	1,319,021	1,319,021

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	勉	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	通教	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田嶋	俊朗	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋	勉	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安藤	通教	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田嶋	俊朗	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	池田克朗	㊟
常勤監査役	吉野二良	㊟
監査役(社外監査役)	安田莊助	㊟
監査役(社外監査役)	野村晋右	㊟
監査役(社外監査役)	手塚裕之	㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

三井住友海上駿河台ビル (受付は1階にて行います。)

東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 電話 (03) 3259-3111

## 交通機関のご案内

**JR** 中央線・総武線 **御茶ノ水駅**

**聖橋口** より徒歩5分

**東京メトロ** 〇千代田線 **新御茶ノ水駅**

〇丸ノ内線 **淡路町駅**

**都営地下鉄** 〇新宿線 **小川町駅**

**B3b** 出口より徒歩1分

※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

